

通所介護・第1号通所事業 運営規程 リハビリセンター・フローラ

(事業の目的)

第1条 医療法人東州会(以下「事業者」という。)が設置運営する「リハビリセンター・フローラ」(以下「事業所」という。)は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、指定通所介護事業、第1号通所事業(以下総称して「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護・要支援状態にある高齢者に対して適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定通所介護事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 第1号通所事業所の従業者は、要支援者及び第1号通所事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員は次のとおりとする。

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 名称 | リハビリセンター・フローラ |
| (2) 所在地 | 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1-9-7 |
| (3) 事業単位 | 1 単位 |
| (4) 定員 | 60人 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 10人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止する為の訓練を行う。

(3) 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。その際、事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までと祝日とする。ただし日曜と12月31日から1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。事業を提供した場合の利用料の額は、指定通所介護の場合は厚生労働大臣が定める基準に、第1号通所事業の場合はさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準又は利用者の保険者である市区町村が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額(第1号通所事業の場合は市区町村が定める額)に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- (1) 食事の提供
 - (2) 入浴(一般浴・機械浴)
 - (3) 日常生活動作の機能訓練
 - (4) 健康状態チェック
 - (5) 送迎
 - (6) アクティビティ(介護予防)
- 2 食費(おやつ代含む) 1食 773円を徴収する。腎臓病食の方は154円増しとする。おやつ代のみは103円とする。
- 3 おむつ代 当事業所が提供する場合、下記(全額自己負担)
リハビリパンツ:(S)76円 (M)85円 (L)95円 (LL)104円

パッド:(S)28円 (M)28円 (L)38円 (LL)47円

- | | | | |
|---|------|-----------|----------|
| 4 | 理美容代 | カット | 3,200円/回 |
| | | 居室カット | 4,700円/回 |
| | | カラー | 7,100円/回 |
| | | パーマ | 7,900円/回 |
| | | お顔そり | 1,700円/回 |
| | | シャンプー | 1,600円/回 |
| | | ドライシャンプー | 1,500円/回 |
| | | ベッドシャンプー | 2,500円/回 |
| | | ヘアトリートメント | 900円/回 |
| | | ハンドマッサージ | 1,500円/回 |
| | | フェイスパック | 1,100円/回 |
- 5 個人的に外部サービスを利用した場合の料金、個人的な生活用品、レクリエーションに係る費用等で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、通所介護では、さいたま市の一部・春日部市の一部・越谷市の一部・蓮田市の一部(事業所から自動車で概ね30分以内の範囲)の区域とし、第1号通所事業では、さいたま市の一部・春日部市の一部(事業所から自動車で概ね20分以内の範囲)の区域とする。

(サービス提供の留意事項)

第8条 介護サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 介護の提供に当たっては、通所介護計画・第1号通所事業に係るサービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 2 従業者は、介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 提供する介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるものとする。また、主治医への連絡が

困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(衛生管理)

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その完結から5年間保存するものとする。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的におおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修(年1回以上)の実施。

(4) 1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護・第1号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について、周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回以上

- 2 従業者(は職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の代表者と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。
この規程変更は、平成21年12月18日から施行する。
この規程変更は、平成22年11月1日から施行する。
この規程変更は、平成23年3月1日から施行する。
この規程変更は、平成24年4月1日から施行する。
この規程変更は、平成25年5月1日から施行する。
この規程変更は、平成26年10月1日から施行する。
この規程変更は、平成27年4月1日から施行する。
この規程変更は、平成27年8月1日から施行する。
この規程変更は、平成28年3月1日から施行する。
この規程変更は、平成28年12月1日から施行する。
この規程変更は、平成29年4月1日から施行する。
この規程変更は、平成30年4月1日から施行する。
この規程変更は、平成31年4月1日から施行する。

この規程変更は、令和元年5月1日から施行する。
この規程変更は、令和元年9月1日から施行する。
この規程変更は、令和元年10月1日から施行する。
この規程変更は、令和5年7月1日から施行する。
この規程変更は、令和5年10月1日から施行する。
この規程変更は、令和6年4月1日から施行する。